

奈良県告示第三百九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和二年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 起業者の名称 明日香村

二 事業の種類 明日香村新庁舎建設事業（奈良県高市郡明日香村大字橘地内）

三 起業地

1 収用の部分 奈良県高市郡明日香村大字橘地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

明日香村新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は、本件事業を施行する機能を有する主体であり、地方債起債や村庁舎建設基金繰入等により本件事業に必要な財源措置を講じるものとしていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 得られる公共の利益

現庁舎は、昭和五十一年に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」が制定される以前の昭和三十七年に整備され、整備後五十年余りが経過しているため、建物の意匠が歴史的風土や周辺の景観になじまず、また、老朽化が進み、耐震診断の結果、耐震性が極めて低い状況にあると判断された。そのため、災害時において直接的な被害が生じるおそれがあり、

行政機能はもとより、指揮・情報伝達を行う防災拠点としての機能が果たせないことから、庁舎の建て替えが急務となっている。

また、住民ニーズの多様化や事務量の増大に伴って現庁舎の狭隘化が進み、高齢者及び障害者に配慮したバリアフリーへの対応も未整備となっている。さらに、庁舎が分散しているため、来庁する住民の利便性や職員の業務効率の低下を招いている。

本件事業は、これらの課題に対応するために明日香村役場の新庁舎を建設するものであり、本件事業の施行により、耐震性能が向上し、指揮・情報伝達を行う防災拠点としての機能強化に寄与することに加え、分散している行政機能を統合しバリアフリー整備を行うことにより住民の安全確保、住民サービス及び業務効率の向上が図られる。また、住民交流の場や文化発信拠点等の新たな機能を導入することで、地域の活性化及び住民福祉の増進にも寄与することとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が行った調査や有識者へのヒアリングによると、起業地内には起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられず、本件事業の施行による環境に与える影響は軽微である。なお、工事施工中に希少な種が存在することが判明した場合には、関係機関及び有識者と協議の上、適切な保全措置を講じることとしている。

また、起業地内には文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に規定する周知の埋蔵文化財が存在するため、事業に先立って起業者が発掘調査を行った結果、遺構・遺物が確認されたものの、今後、本発掘調査を行い、記録保存の形で対応することとしており、歴史上重要な遺構・遺物が発見された場合には、現地保存も含め教育委員会と協議することとなっている。

(3) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、エリア選定の上、エリア内での具体的な建築場所について、三つの候補地の検討が行われた。

起業地は、他の二つの候補地と比較すると、敷地の状況から設計の自由度は低いものの、周辺に中央公民館や健康福祉センター、小中学校等があり、住民が集まりやすい公共ゾーンとして一体的な環境に加え、敷地に接道する道路の交通量も比較的少なく危険性が低いことから、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(1) 事業を早期に施行する必要性

3の(1)で述べたように、現庁舎は老朽化が進み、耐震診断の結果、耐震性が極めて低い状況にあると判断されたため、安全面の確保や災害発生時における防災拠点機能の役割を果たすことが困難な状況であることから、早急な対策が望まれている。また、本件事業の施行により現庁舎の狭隘化や分散等を解消することができるため、住民の利便性や職員の業務効率の向上に繋がるものである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

明日香村役場総合政策課